

別表第1（第5条関係）

| 補助対象経費 | 経費支出基準 |
|-----------|---|
| 1 報償費 | 招聘した外部有識者に支払う謝礼金等（旅費を含む） |
| 2 備品購入費 | 事務机、椅子等、取得した時の性質、形状を変えることなく比較的長期（概ね2年以上）にわたって効用を発揮し、取得価額が概ね5万円以上であるもの（以下「備品」という。）の購入費 |
| 3 物品購入費 | 単価が5万円未満の物品に限る |
| 4 広告宣伝費 | 広告物（ポスター、チラシ、バナー）等の印刷・製作費、新聞折り込み料等 |
| 5 事務費 | 通信運搬費、アルバイト賃金、振込手数料、翻訳料、通訳料、手数料、印紙及び証紙の購入代等 |
| 6 委託料 | イベント運営費、人材派遣費用等 |
| 7 土地家屋借上料 | 一時使用目的（借地借家法（平成3年法律第90号）第25条及び同法第40条の一時使用をいう。）の土地及び建物の借上料（敷金、権利金その他の金銭を除く。） |
| 8 借損料 | 会場借上料、物品等の使用料、知的財産権使用料等 |
| 9 工事請負費 | 会場の内装及び設備の設置及び除去に要する経費 |
| 10 その他 | 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費 |

備考

- 1 備品の調達に当たっては、原則としてリース又はレンタルによるものとする。購入が必要と思料するときは、事前に地域産業支援課と協議すること。
- 2 共同懸賞に係る景品、賞品購入費、福岡市に支払う手数料、商店街等の構成員に係る人件費等は補助対象外とする。